

各委員提出資料

目 次

- 奥山委員提出資料 P. 1
- 駒崎委員提出資料 P. 3
- 北條委員提出資料 P. 4

平成 26 年 2 月 24 日

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会

奥山千鶴子

第 15 回子ども・子育て会議基準検討部会意見書

1 思い切った財源投入の実現に向けた大きな政治の決断を

税と社会保障の一体改革で示された通り、必要は財源1兆円強を政治の決断で確保してくださるよう求めます。すでに、制度施行にむけて準備しているすべての関係者、なによりも当事者である子育て家庭が翻弄されずに新制度のスタートを迎えられますよう要望いたします。

2 在宅子育て支援に特化した支援の充実を

出産前後からの地域子育て支援が求められています。子どもたちの人生のスタートを手厚く支援することは、子育て不安の解消や虐待予防につながります。当事者に寄り添い、子育て支援に特化した地域の核となる地域子育て支援拠点、子育て家庭に身近な場所にさらに拡充されることは、これまで以上に求められています。確実に量的拡充をはかってください。

3歳未満の在宅子育て支援に充分予算を振りむけることで、育休時に安心して子育てができる環境を保障し、また子育ての孤立化や不安の解消、地域への足掛かりを作ることができます。就学前の幼児教育・保育のみならず、新制度に盛り込まれた地域子ども・子育て支援事業が確実に実行されるよう、量的拡

充、質的拡充、自治体への支援をお願いします。3歳未満の7割の在宅家庭が支援の枠組みからこぼれおちないようにお願いします。

3 一時預かりの利用料

一時預かり事業は、実施する施設類型で料金体系が異ならないよう、配慮願います。

4 利用者支援事業の確実な実施を

子育て家庭を生活者として捉えれば、就労のみならず、子どもの発達、家庭問題、貧困、疾病等あらゆる課題があります。子育て家庭が、どのような状況にあっても、主体的に子育てができるよう、ひとり一人のニーズに合わせた支援が必要です。新たに創設された「利用者支援事業」及び、「利用者支援の専門職員配置」が、子育て家庭の身近な場所で実施されることは、3党合意で特に重要視されたものでした。制度に基づくサービスのあっせんにとどまらず、子育て家庭の持つ力を伸ばし、地域の多様な世代の理解と応援、地域での支え合い、地域開発につながるよう、新たに創設されました。新制度の理解を進めるためにも、保護者に寄り添う利用者支援事業の確実な実施をお願いします。

5 地域子ども・子育て支援の質的拡充について

地域子ども・子育て支援の質的拡充は、すなわち関わるスタッフの研修の充実が重要。地域子ども・子育て支援に関わるスタッフが、より専門性を向上させ、責任を果たせるよう、処遇の改善、及び研修の充実を要望いたします。

2014年2月24日

意見書

【減価償却費・賃借料等への対応について】

- ・ 賃貸の場合、全国各地で地価が異なるため、現行の施設整備費と同様に、地域区分を設け、地域事情に合わせた適切な補助体系にして下さい

【小規模保育について】

- ・ A型移行のために、B型とA型の間(3/4以上)に加算を設置することに同意します。ただし、C型においても質を担保し、健全に事業が営めるような制度であることが重要です。
- ・ 管理者配置に加算を行うことは賛成です。また、その場合事務経費は必要ありません。
- ・ 障害児加算は、障害程度によって区分をつけて下さい。重心児等は、児童1人に保育者が1名つきっきりになるためです。

【居宅訪問型について】

- ・ 1:1保育ということもあり、事務局提案の定員区分を設けないことに同意です。
- ・ 事務局提案である保育士加算は賛成ですが、障害児の場合看護師等が行く場合も考えられるので、加算には看護師等も含めていくことが妥当だと考えます。
- ・ 障害児家庭が集団での保育を望んだ時のことを考え、訪問先を居宅に限らず、居宅訪問事業者の責任において、保育所等施設にも訪問できるような制度を認めて下さい。

【処遇改善・キャリアアップについて】

- ・ 現在の民改費は認可保育所勤務経験しかカウントしない仕組みです。新制度においては、これでは不適切です。幼稚園教諭や小規模保育所等の勤務経験も、きちんとキャリアと見なして下さい

以上

NPO 法人 全国小規模保育協議会 理事長
(財) 日本病児保育協会 理事長
認定 NPO 法人フローレンス 代表理事
駒崎弘樹

子ども・子育て支援新制度に関する意見書

平成 26 年 2 月 24 日
全日本私立幼稚園連合会

1、施設型給付の額を充分確保すること

- ・小規模園でも経営を継続できる公定価格とすること。
- ・1号認定子どもの施設型給付については、地方財源のみで構成されるいわゆる二階部分も含め、市町村格差が生じないよう地方交付税による財源措置を確実に行うこと。
- ・幼稚園と保育所の間における公平な施設型給付を確保すること。
- ・3歳児を中心に職員配置の改善を図ることができる施設型給付を確保すること。
- ・幼児教育の質の維持、向上のため必要である翌日の準備、教職員間の打ち合わせ、研修が確保できる施設型給付を確保すること。
- ・保育所ともども幼稚園の職員の処遇改善を図ることができる施設型給付を確保すること。また、その際、職員の勤続年数や経験年数に応じて加算額がアップする仕組みを導入すること。
- ・幼稚園については、個々人毎に異なる施設型給付を子どもの居住地の市町村に毎月請求するとともに、個々人毎に異なる利用者負担を毎月徴収することとなり、新たに多大な事務負担が発生する。現状の事務職員の配置実態に応じた公定価格とするとともに、新制度移行への十全な対応のための経費を確保すること。
- ・公立幼稚園と私立幼稚園の間における公平な施設型給付を確保すること。

2、上乗せ徴収、利用者負担

- ・私立学校としての各園の特色を生かした質の高い幼児教育を維持するために、私立幼稚園の上乗せ徴収を柔軟に認めること。
- ・保護者の経済的負担感が大きい低所得者世帯の保育料について、幼保のバランスなども踏まえ、一層の軽減を図ること。

3、預かり保育の充実等

- ・保護者が選択できる多様な提供手段を確保し支援するという制度の趣旨を踏まえ、「一時預かり事業（幼稚園型）」を短時間就労者が利用する場合の利用者負担を軽減するような措置を公定価格の対象とすること。
- ・小規模でも安定的に「一時預かり事業（幼稚園型）」が実施できるよう配慮すること。
- ・「一時預かり事業（幼稚園型）」について、域外からの広域就園者による利用を担保すること。
- ・すべての市町村において「一時預かり事業（幼稚園型）」を含む「地域子ども・子育て支援事業」が確実に実施できるよう、国として地方に働きかけを行うとともに、財源措置を確実に行うこと。

以 上